

“赤ちゃんの頭の形外来” について

形成外科 小川晴生

形成外科では“向き癖”によって生じた赤ちゃんの頭の形の変形に対して、育児習慣の見直しを指導したり、矯正ヘルメットによる治療を行っています。

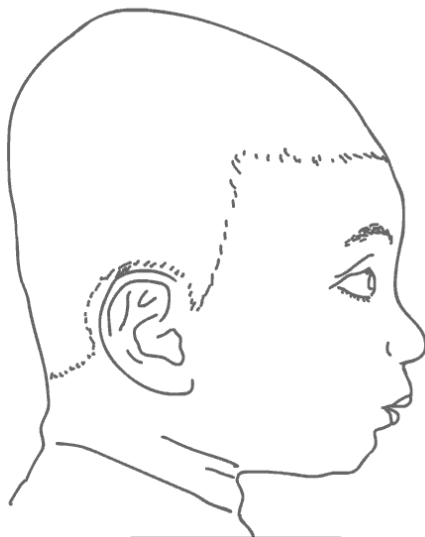
変形性斜頭、変形性短頭について

赤ちゃんが生まれる前や生まれた後の、**外からの圧力によって生じた頭蓋の変形**で、片側の後頭部が平らになったものを“変形性斜頭”、両側の後頭部が平らになったものを“変形性短頭”といいます。多くは生後の赤ちゃんの**向き癖**によって生じます。程度が強いものでは、後頭部の変形だけでなく、**耳、おでこ、ほほ**などの変形を生じるものがあります。

米国では1992年に乳幼児突然死症候群の予防を目的として、乳児のうつ伏せ寝をやめ、仰向け寝を推奨するようになりました（Back to Sleep Campaign）。それ以降、欧米諸国で変形性斜頭の発生が急増し、ヘルメット治療を含め医療機関が介入するようになりました。**日本国内での変形性斜頭、変形性短頭の発生率は不明**ですが、カナダで行われた研究では、**生後2ヶ月の赤ちゃんの47%**に変形性斜頭、変形性短頭を生じたと報告されています（Mawji A, et al. The incidence of positional plagiocephaly: a cohort study. Pediatrics 2013,132:298-304）。

赤ちゃんの時に生じた変形性斜頭、変形性短頭による変形の程度は、**成長とともに改善**することが知られています。どれくらいの変形が改善するかは不明ですが、目立つ頭の変形は**10歳前後で10%、20歳前後で5%**の患者さんに生じると考えられています

（Ahluwalia R, et al. Positional posterior plagiocephaly: a single-center review. J Neurosurg Pediatric 25:514-518）。



変形性短頭



変形性斜頭

頭蓋形状誘導療法について

程度の強い変形性斜頭、変形性短頭に対して、当科では頭蓋形状矯正ヘルメットによる頭蓋形状誘導療法をお勧めしています。具体的には、Cranial Asymmetry や Cranial Index といった頭蓋の変形の程度を計測し、中等症以上のものを頭蓋形状誘導療法の適応としています。

赤ちゃんの頭の形の変形に対して、日本国内では現在、3つのメーカーのヘルメットによる治療が行われています。そのうち、当院ではミシガン大学リハビリテーション科が開発した“ミシガン頭蓋形状矯正ヘルメット (Michigan Cranial Reshaping Orthosis)”を使用しています。こちらは、米国食料医薬品局 (FDA) では2010年に認可され、日本国内では2018年に厚生労働省の薬事承認を得た製品です。また、日本国内では2011年から国立成育医療研究センターで使用が開始されており、現在では全国の大学病院や県立病院などのいくつかの医療施設で利用されています。

なお、ミシガン頭蓋形状矯正ヘルメットは日本国内での薬事承認は得ていますが、健康保険診療での使用は認められておりません。そのため、ヘルメットを作成する場合は自費診療となります (兵庫県立はりま姫路総合医療センター倫理委員会の承認を取得しています)。

受診～診察・治療までの流れ

受診に際しては、形成外科内の専門外来“赤ちゃんの頭の形外来” (第2、4週の火曜日午後) を、地域医療連携室を通して予約して頂く必要があります。外来では、ご家族からこれまでの生活習慣などについてお聞きした上で、赤ちゃんの頭を診察します。また、頭部X線写真を撮影し、頭蓋縫合早期癒合症などの疾患の有無を確認することもあります。

診察の結果、頭蓋縫合早期癒合症などの頭蓋顔面の疾患が否定され、変形性斜頭、変形性短頭であると判断した場合には、生活習慣の見直しや頭蓋形状矯正ヘルメットによる治療を提案させていただきます。具体的には、軽症の赤ちゃん、生後4ヶ月未満 (まだ首がすわっていない) の赤ちゃんには、生活習慣の見直しを提案します。生後4ヶ月以降で赤ちゃんの首がすわっており、中等症以上の変形性斜頭、変形性短頭と判断したものに対しては、生活習慣の見直しだけでなく、頭蓋形状矯正ヘルメットによる治療を提案します。

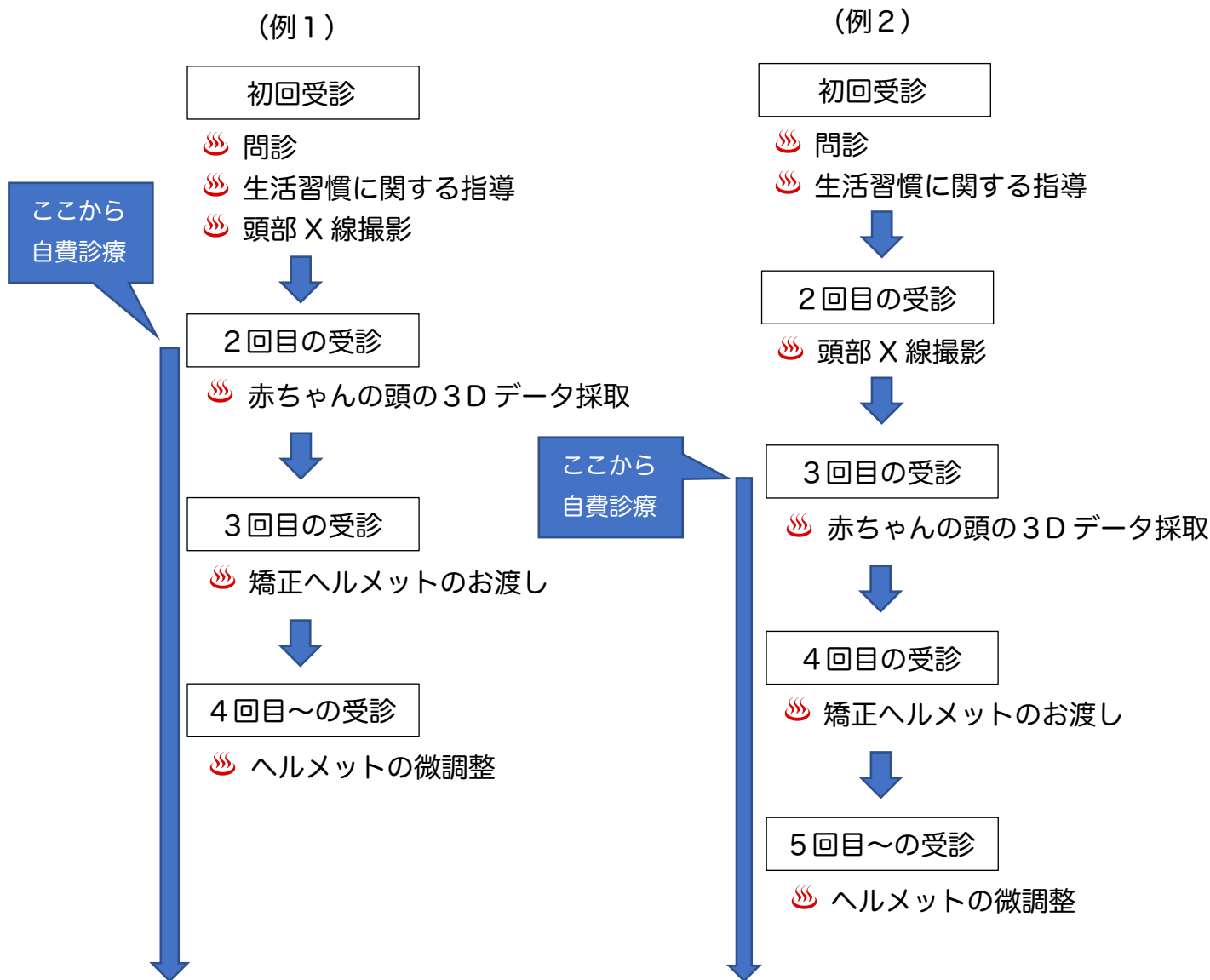
頭蓋形状矯正ヘルメットによる治療を希望される場合には、専用のスキャナーで赤ちゃんの頭の形を計測します。そこで採取したデータをヘルメット作成会社へ送付しヘルメットを作成します。頭の形の計測からヘルメットのお渡しまで約4週間かかります。

診察の費用は、初診時は頭蓋縫合早期癒合症などの疾患を除外することから保険診療が適用されます。変形性斜頭、変形性短頭と判断され、頭蓋形状矯正ヘルメットを作成される場合には、以後の診察は自費診療となります (変形性斜頭、変形性短頭に対する頭蓋形状誘導療法は健康保険が適用されません。自費診療の費用は、スキャナ計測、ヘルメットのお渡し、以後の診察やヘルメットの調整を含め36万7千円で、スキャナ計測時にお支払い頂きます。スキャナ計測以降の返金はできません)。

治療開始時期は、添付文書上は生後4ヶ月から8ヶ月までの間となっています。生後4ヶ月未満ですと、赤ちゃんの首が座っていないため3Dスキャナでの赤ちゃんの頭の形の計測が正確にできません。また、治療期間は約5ヶ月ですが、生後1歳頃になると赤ちゃんが自分でヘルメットを外してしまう可能性があります。そのため、生後6ヶ月頃までには受診して頂き、ヘルメットによる矯正治療を開始されるのが望ましいと考えています。

受診から矯正治療開始までの流れ

頭部X線撮影とDスキャナによるデータ採取は同日にはできません！



Q&A

Q1. 赤ちゃんの頭の変形が気になります。いつから治療を開始したらよいのでしょうか？

A1. 変形性斜頭、変形性短頭の診察、治療を希望される場合には、生後4ヶ月から8ヶ月の間、できれば生後6ヶ月までに受診して頂き、必要に応じてヘルメット作成されるのが望ましいです。

Q2. 費用が高額なので治療をするかどうか悩んでいます。ヘルメットの治療は必ずしないといけないのでしょうか？

A2. 当院の“赤ちゃんの頭の形外来”を受診される、すべての赤ちゃんにヘルメットによる矯正治療が必要だとは考えておりません。生後4ヶ月未満の赤ちゃんのご両親には、生活習慣の見直しなど、お家でできることを指導させていただきます。また、赤ちゃんの頭の形を計測し、変形性斜頭、変形性短頭による変形が軽症と判断した赤ちゃんのご家族には、ヘルメットによる矯正治療はおすすめしておりません。

Q3. 赤ちゃんの頭が変形していると、どういったことが問題になるのでしょうか？

A3. 頭の形の“**見た目**”の変形が問題となります。変形が高度の場合は、就学期にいじめやかからかいの原因になるかもしれません。また、頭の形だけでなく顔面の変形を伴う場合（おでこの形、まぶたの形、耳の形の左右差）には、その可能性はより高まります。お子さんが就学期に入り、小学生、中学生と年を重ねていくにつれ、髪型が制限される（変形が目立つため三つ編みを結えなかった、ポニーテールが曲がってしまう、髪を短くしたくない）、メガネをうまくかけられない（耳の変形がある場合）、といった問題が生じる可能性があります。

変形性斜頭、変形性短頭をお持ちのお子さんの一部に、精神発達がゆっくりなお子さんがあることが報告されています。また、変形性斜頭、変形性短頭があるせいで、赤ちゃんがミルクをうまく飲めない、うまく立ちあがれない、小学生になった時にまっすぐ走れない、でんぐり返りができない、肩こりがひどい、難聴や斜視、側湾症、顎関節症になるのではないかと、といったことを心配されているご家族の方も多くおられます。しかし、**変形性斜頭、変形性短頭により、“見た目”以外の機能的な問題を生じることを科学的に証明した報告はありません。変形性斜頭、変形性短頭によって生じる問題は、あくまで頭の形の見た目のものとお考えください。**